

## 論説

# 刑務所出所者等への住居確保の意義 —オランダにおけるアフターケア施設の取組 を参考に—

石 田 咲 子

- I はじめに
- II オランダにおける刑務所出所者等への住居確保の取組
- III 刑務所出所者等への住居確保の意義
- IV おわりに

## I はじめに

### 1 背景

2022年6月に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が公布された。これにより更生保護法及び更生保護事業法が改正され、犯罪者に対する処遇の一層の充実のため、再保護観察付執行猶予の特則、保護観察処遇の充実強化、被害者等の思いに応える処遇等の充実強化、刑執行終了者等に対する支援の整備が行われた。改正の内容は多岐にわたるがその中でも、更生保護事業法の改正による更生保護事業の体系の見直し及び更生保護法の改正による刑執行終了者等に対する援助は注目に値する。更生保護事業の体系の見直しについては、「継続保護事業」を「宿泊型保護事業」に改

め、更生保護施設に宿泊させて行う事業のなかに「特定の犯罪的傾向を改善するための援助」が追加された（更生保護事業法 2 条 2 項）。また、「一時保護事業」を「通所・訪問型保護事業」に改め、通所・訪問等の方法により行い、保護については教養訓練、職業補導、社会生活に適応させるために必要な生活指導又は特定の犯罪的傾向の改善を改善するための援助、生活環境の改善又は調整などが追加された（更生保護事業法 2 条 3 項）。さらに、「連絡助成事業」を「更生保護連携拠点事業」に改め、更生保護に係る連携の拠点としての新たな役割が加わった（更生保護事業法 2 条 4 項）。執行終了者等に対する援助については、保護観察所の長は、刑執行終了者等に対し、改善更生のために必要なときは、その意思に反しないことを確認して援助を行うことができる規定が新設された（更生保護法 88 条の 2）。わが国では、行き場のない刑務所出所者等の住居確保の施策に関しては従来から更生保護施設が中心となり、国の委託を受けて収容保護し、社会生活に適応させるための生活指導等を行ってきたが、今後は「息の長い」支援に向けて更生保護施設が中心的な役割を期待されるとともに、更生保護施設の在り方をはじめ、更生保護事業に変化がもたらされることが予想される。

## 2 目的

本稿ではそういった状況を踏まえ、オランダのアフターケア施設の取組を参考にしつつ、刑務所出所者等に対する住居確保の意義について検討する。国をまたいでも刑務所出所者等の再犯に関して直面している課題は同じである。オランダでは、2021 年現在、刑務所出所者の 47.4% が 2 年以内に再び罪を犯して刑事司法制度と接触しており、27.1% が 2 年以内に再び罪を犯して刑務所に収容されている<sup>1</sup>。そういった現状から、社会復帰支援の必要性が指摘されており、オランダにおいても刑務所出所者等に対する住居確保の取組が展開されている。

本稿では、オランダで刑務所出所者等に対する住居確保の取組を担う組織、すなわちアフターケア施設に着目し、その取組を検討対象とする。さらに、その取組を踏まえてわが国への示唆を得ることを目的とする。なお、オランダの取組に着目した理由は以下の三つである。まず、過去（2018 年 3

月)に WIPSS 共同研究の一環<sup>2</sup>でオランダのアフターケア施設に訪問したことがあるからである。次に、オランダの刑務所出所者等に対する住居確保の主体が民間団体であるということである。従来からわが国の更生保護制度は民間に支えられてきた。さらに、近年では保護司や更生保護法人に限らず、NPO 法人などをはじめとした民間団体が行う支援も活発化しており、新たな「民間」の担い手という点で参考になる。最後に、住居確保の取組の特徴としてオランダでは物理的な宿泊場所の供与だけではなく、その他ガイダンスなど対象者に対して幅広い支援をも行っている点が挙げられる。この点、更生保護法及び更生保護事業法が改正されたわが国の更生保護事業の参考になると思われる。

そこで、まずオランダにおける刑務所出所者等に対する住居確保の取組を主体、客体、方法の観点から基本的な事柄を確認する。次に、それを踏まえながら、住居確保の特徴やその意義を検討し、最後にわが国への示唆を探る。

## Ⅱ オランダにおける刑務所出所者等への住居確保の取組

### 1 主体

(1) 組織 日本では、刑務所出所者等への住居確保の主体として、従来からの更生保護施設に加え、近年では自立準備ホームがその役割を担っているが、オランダにおいても民間団体が主体となって住居確保の取組を行っている。本稿では、オランダの主なアフターケア組織を4つ取り上げる。それらの組織形態は、財団 (Stichting) である。

財団とは、利益追求を目的とせず、社会的な目的をもって非営利活動を行う組織であり、その事業目的の領域は、福祉活動や文化財保護、歴史遺産の保護なども含まれる。現在、オランダには約4万の財団があり、社会的で公益性のある非営利活動を包括し、福祉を目的としたチャリティー団体に比べて広い範囲となっている。似たような組織として、日本の社会福祉法人やNPO 法人があるが、財団は、設立にあたって商業登録に必要な資金である

50 ユーロと商工会議所（Kamer van Koophandel : KVK）に公正証書を届け出て登録すればよく、手続きが簡単である<sup>3</sup>。

なお、オランダにおける財団の設立にはボランティアを中心とした活動を展開する福祉組織が多く存在しているという背景があり、これはオランダ柱状社会と深く関係している<sup>4</sup>。ボランティア活動は長い間「柱状化」の傘下で行われてきた<sup>5</sup>。柱状社会とは、宗派・信条別の縦割りの社会構造（システム）という意味で、信条別の「柱」とはプロテスタント、カトリック、ユマニズム派、社会民主主義（非宗教系）といった信条別の系列のことである<sup>6</sup>。保健・医療、福祉事業、住宅事業、メディア等々のサービスが各柱内のNPO（非営利公益）事業として提供されるようになり、オランダの柱状社会は次第に強固に形成されていき、オランダの統治システムとして定着した。しかし、1960年代になり、宗教の世俗化の進展と非イデオロギー化、都市化やグローバル化などの進展にともない溶解していった<sup>7</sup>。そして、財政が逼迫する1980年代以降の福祉国家が終焉を迎え、それ以前の教会離れとともに柱状社会の瓦解が始まっていた。1990年代は、地方分権が起こり、地域の非営利民間組織が福祉の担い手となっていった。そして、福祉の担い手としての非営利民間組織の大半は、財団として登録されている<sup>8</sup>。

オランダ国内では代表的なアフターケア施設である、Stichting DOOR, Stichting Exodus Nederland, Stichting Moria, Stichting Ontmoeting は、各財団の頭文字をとって、まとめてDEMO施設と呼ばれている（下線筆者）。本稿ではこの4つの施設を取り上げるが、その中でもオランダにおける最大のアフターケア施設であるエクソダス財団（Stichting Exodus Nederland）を中心に取り上げる。

**（2）職員** 以上は組織としての主体であるが、実際に支援を行う主体は、職員である。オランダにおける福祉組織は、専門職がいて、ボランティアを活用しながらさまざまな生活課題を支援する<sup>9</sup>という形態であり、アフターケア施設もその形態にあたる。オランダでは（元）受刑者のためのボランティア（vrijwilligers）が約3000団体活動していると推定されている<sup>10</sup>。なお、専門職を雇用している組織は「福祉組織」、ボランティアのみで構成される組織は「ボランティア団体」として区別されている<sup>11</sup>。

たとえば、専門家（professional）と呼ばれる職員は、住居施設の中を整備したり、良いケアのための条件を整えたり、対象者と連絡を取ったりなど運営を行っており、それぞれハウスキーパー、事務スタッフ、プロジェクトカウンセラーといった役割を担う。

ボランティアは、月に数時間から参加する者も、週に何度も参加する者も、半日参加する者など非常に多様で、時間的な関わりもさまざまである。それぞれの立場から、社会の安全のために活動をし、多くの対象者に変化をもたらす役割を果たす。そもそも、ボランティア活動自体がオランダの特徴である。ボランティアの定義は「自由（vrij）な意思（willinge）」からきており、保健福祉スポーツ省（Ministerie van Volksgezondheid, Welzijn en Sport : MVWS）によると、「強制されることなく、支払いを受けず、組織化されたなかで人々や地域のためになされる活動。その人の生計維持には関係がない」とされる。そこでは、自発性と無報酬性、組織性が強調されている。また、オランダでは530万人がボランティア活動を行っており、これは国民の42%に相当する。2007年の社会支援法（Wet Maatschappelijke Ondersteuning : WMO）の改正により、市民が責任をとって行動するための重要な柱としてボランティア活動が位置付けられるようになった<sup>12</sup>。つまり、ボランティアの支援は法的根拠を持つようになった。アフターケア施設では、よくバディ（Maatjes）と呼ばれるボランティアがさまざまな分野でボランティア活動を行っている。

DEMO施設の共通する特徴は、（元）拘禁者に対して、シェルターとガイダンスを提供しているという点である<sup>13</sup>。括弧書きで「（元）」と記載しているのは、アフターケア施設の対象者として、刑期中の者、つまり受刑者も、刑期を満了した者も含まれるからである。刑期の最終段階にある者が、刑務所のプログラムの一環として、刑務所の外で過ごすいわゆるハーフウェイ・ハウスとしての機能を兼ね備えている。ただ、それだけではなく、日本の更生保護施設と同じように、刑期を満了した者や条件付で釈放された者、さらに執行猶予者など刑務所に入る前の段階の者も受け入れている点でオランダのアフターケア施設はハーフウェイ・ハウスのみの機能を持つ施設ではない。その点で、オランダのアフターケア施設はハーフウェイ・ハウスより

も日本の更生保護施設に近いと言えるのではないかと。

## 2 客体

**(1) 法的要件** オランダのアフターケア施設に入所するためには、刑事司法の枠組み、自治体の枠組み、そして自主的な枠組みのルートがあるが、ほとんどの対象者は刑事司法の枠組みである<sup>14</sup>。刑事司法の枠組みの主なルートは下記のとおりである。

### ① 刑務所プログラム (Penitentiair Programma : PP)

刑期の最終段階に刑務所の外に滞在する制度であり、刑期が1年未満の受刑者が参加することができる<sup>15</sup>。刑期中であるので、保護観察所の監督下で実施され、その際足首にブレスレッドをつけるかたちでの電子監視が行われることもあるが、エクソダスで過ごす期間中は、足首のブレスレッドは不要である<sup>16</sup>。刑務所プログラムに参加するには、仕事、トレーニング、精神障害や依存症の治療など週26時間以上の日中活動を行うことが義務付けられており、また、適切な住居があることも条件となる。さらに、遵守事項が定められる。なお、刑務所プログラムは政令である刑務所の措置

(Penitentiare maatregel) 第3章(5条～10条)に規定されている。

### ② 条件付判決 (Voorwaardelijke veroordeling)

いわゆる執行猶予である。執行猶予の規定は、刑法 (Wetboek van Strafrecht) 14a 条に規定され、有罪判決の場合、裁判所は全部または一部の刑を執行しないと決定することができ、2年以下の拘禁刑

(hechtenis)、代用拘禁を除く拘禁 (vervangende hechtenis daaronder niet begrepen)、社会奉仕 (taakstraf)、罰金 (geldboete) の場合に適用される<sup>17</sup>。そして、全部・一部執行猶予の条件として、「エクソダスのプログラムに参加すること」が設定される。オランダの執行猶予制度は、ベルギーフランスの執行猶予とアングロサクソンのプロベーションのハイブリッド型であるとされる<sup>18</sup>。

### ③ 条件付釈放 (Voorwaardelijke invrijheidstelling : v.i.)

条件付釈放は、1年以上の実刑判決に適用され、遵守すべき特別な条件 (bijzondere voorwaarden) を課すことができ、「エクソダスのプログラ

ムに参加すること」が挙げられる。以前は刑法 15a 条に規定されており、最大で実刑判決の 3 分の 1、現在は新法である処罰と保護法 (Wet straffen en beschermen) に規定されており、刑期の 3 分の 2 を経過し、最長で 2 年間服役した後に、一定の条件下で釈放されることである。

#### ④ 条件付公判前勾留の停止 (Schorsing voorlopige hechtenis)

公判前勾留 (voorlopige hechtenis) の停止にあたり、条件を付けることが可能である。公判前勾留は刑事手続法 (Wetboek van Strafvordering) 80 条に規定されている<sup>19</sup>。

公判前勾留の停止には、法律の運用上、多くの条件が付されている。さらに、裁判官は、停止に他の条件を付けることができる。その条件は、自由を制限するものであったり、特定の活動やプログラムへの参加義務を含むものである。一般的な条件は、移動の自由を制限する条件であるが、それ以外にも保護観察やアルコール・薬物の禁止など行動に影響する条件もある。その中の一つとして、「エクソダスのプログラムを受けること」というのがある<sup>20</sup>。

#### ⑤ 43 条に基づく被拘禁者の移送 (Overbrengen van gedetineerde o.b.v. art 43.)

刑務所原則法 (Penitenciaire beginselenwet : Pbw) 43 条において、被拘禁者は社会的ケアと援助を受ける権利があると定められている。さらに、ケアと援助が必要であり、かつ移送が自由剥奪の妨げにならない実施と両立する場合に、指定された場所へ移送すると定められている。エクソダスは、その場所の一つである。

#### ⑥ ISD (Inrichting Stelselmatige Daders)

エクソダスは、刑務所 (PI) 内の特別な部門である ISD の最終段階 (施設外段階) を担当する。ISD は刑法 38m 条に規定されており、累犯的な犯罪者を専用の施設に収容する措置である。目的は、社会の保護と再犯の防止である<sup>21</sup>。通常、ISD 施設内に滞在する期間及び施設外で自由が制限される期間の 2 つの期間があるが<sup>22</sup>、ISD の施設外の段階において、エクソダス財団の宿泊施設が例として挙げられている<sup>23</sup>。ISD は、数年前に施行された Strafrechtelijke Opvang Verslaafden (SOV) を吸収して 2004 年に施行さ

れた。ISD 措置では、累犯者は刑事司法上の過去に基づき、最長で2年間 ISD 施設に収容されることができる。そこでは、集中的な社会復帰プログラムに参加することもあれば、参加しないこともある。その場合、ISD 措置の実施は段階的に行うことができる<sup>24</sup>。ISD では身分証明書、ケア、仕事と収入、借金、滞在に関するサポートが可能である<sup>25</sup>。

自治体の枠組みのルートでは、エクソダスは自治体が責任を持つ社会的弱者にシェルターを提供し、支援する上で重要な役割を果たす。社会支援法に基づく、いわゆる自治体のアフターケアとして行われる。後述するが、自治体は、社会的弱者へ支援を実施する責任があり、その社会的弱者には司法の枠を超えた元拘禁者も含まれ、元拘禁者に対するアフターケアを行う責任もある。

また、刑事司法制度にも自治体の制度にもものるわけではなく、完全に任意として支援を受ける自主的な枠組みのルートもある。拘禁中にエクソダスでのプログラムを開始することができない場合や拘禁後に保護観察を受けていない場合も、定員は限られているが、拘禁後に自主的にプログラムを開始することが可能である。たとえば、刑期が短いため、段階的拘禁

(detentiefasering) に該当しない者や拘禁後の義務的な保護観察

(verplicht reclasseringstoezicht) を受けていない者が対象となる。その際、申込用紙に記入をして申請する。申込用紙は A4 用紙 8 ページにわたり、単なる情報だけではなくライフストーリーを記載しなければならないことが特徴的な点として挙げられる。ライフストーリーには、「あなたの両親や保護者は誰で、彼らはあなたにとってどのような存在でしたか」といった質問や(異母)兄弟、姉妹について、その他の家族、大切な人について、友人関係、住んでいた場所、学校・教育・仕事、アルコールと薬物の使用、司法に関する経験、投獄されている、あるいは投獄されていた犯罪をどのようにして犯すに至ったか、犯した罪に被害者がいたかどうか、いた場合は被害者についてどう感じているか、といった項目が含まれており、エクソダスのプログラムに参加するには動機が必要不可欠であることがわかる。また、任意の枠組みであるので、エクソダスが自身の情報を収集するのに異議がない

ことについて署名して同意する<sup>26</sup>。

**（２）実質的要件** しかし、上記の法的要件が満たされれば誰でもエクソダスの支援を受けられるわけではない。エクソダスでは、18歳以上の（元）拘禁者で、拘禁中又は拘禁後にケアが必要であること、オランダ国籍または有効な滞在許可証を所有していること、オランダ語に堪能であること、犯罪行為をやめる意思があること、精神的問題・アルコールや薬物への依存性・攻撃性がないこと、ある程度自己反省ができること、プログラムへの参加に意欲的であること、といった基準を設けている<sup>27</sup>。ここで重要となるのが、アフターケア施設に入所するにあたっては意欲のあることが条件とされているという点である。

### 3 概要

次に、これから各施設の概要や取組について設立順に概観する。

**（１）エクソダス財団（Stichting Exodus Nederland）**<sup>28</sup> エクソダス財団は、1981年に設立した男女施設である。2020年現在、260人のスタッフと1700人のボランティアがおり、8～12か月のプログラムが実施される。元々エクソダスオランダパートナーシップ（Samenwerkingsverband Exodus Nederland : SEN）があり、それはユトレヒト州、フレヴォラント州、ヘルダーラント州を管轄する中央オランダ地域のエクソダス（Exodus Midden-Nederland）、フローニンゲン州、フリースラント州、ドレンテ州、オファーアイセル州を管轄する北・東オランダ地域のエクソダス（Exodus Noord-en Oost Nederland）、北ホラント州（ノードホーランド）を管轄する北ホラント地域のエクソダス（Exodus Noord-Holland）、南ホラント州（ザイトホーランド）を管轄する南ホラント地域のエクソダス（Exodus Zuid-Holland）、北ブラバント州、リンブルフ州を管轄するオランダ南部地域のエクソダス（Exodus Zuid-Nederland）、の5つの地域がメンバーとなっている団体であった。2022年1月以降、全国的な事務局であるSENと地域の財団を統合し、一つの国内財団「エクソダス財団」となった。

方法論として、4つの鍵（住居、仕事、人間関係、有意義な人生）を軸に

支援しており、エクソダス財団では、ストレングスモデルを発展させた「Jouw kracht」（あなたの力）という方法論により支援が展開されている。エクソダス財団では、核となる重要な4つの要素として住居、仕事、人間関係、有意義な人生を挙げており、これらは社会復帰を成功させるために非常に重要な鍵となる。住居とは、自分の家を見つけ、整理整頓することである。仕事とは、有給またはボランティアを含む仕事、あるいは学業を見つけることや続けることも含まれる。人間関係とは、仲の良い友人・知人の輪を築き上げることや家族とふれあうことである。有意義な人生とは、自分の存在意義を求めることである。

次に、エクソダス財団の支援の軸となる、4つの鍵（住居、仕事、人間関係、有意義な人生）のカテゴリーに沿ってどのような取組を行っているのか詳しく内容を見ていく。

まず、住居（wonen）である。これは住居のない人に一時的な居場所であるシェルターを提供するだけでなく、支援が終わった後も自分の家を持てるように住居探しも支援する。また、同時に自立ができるようそのスキルも支援する。エクソダスが持つ住居には24時間体制の住居や自分の家に移行するための中間的な住居がある。24時間体制の住居では共同生活を送り、そこでデイケア（Dagbesteding）やアクティビティが行われている。また、中間的な住居では、そこから通うことでエクソダス財団のガイダンスを受けられる。

24時間体制の住居は、アルクマール、アムステルダム、ユトレヒト、デンボス、フェンロー、ヘールレン、ロッテルダム、ハーグ、ライデン、フローニンゲンに所在している。これは、24時間体制で管理されている居住施設で、集団で生活する。一定のルールが適用され、全員、仕事か何らかのデイケアを受ける。また、活動内容としては、各施設では、毎週アクティビティプログラムが用意されている。プログラムは、各施設によって異なるが、代表的なものとして、下記の活動が挙げられる（表1参照）。さらに、施設にも共に気持ちよく暮らせるように下記のようなルールがある（表2参照）。

表 1

| アクティビティの内容 (例)               |
|------------------------------|
| 平日 8 時ごろに朝食をとる               |
| 施設内外で週 26 時間以上働く，または勉強する     |
| 週に 1～2 回，共同で料理や食事をする         |
| 週に 1 回，夜にハウスミーティングを行う        |
| 週に 1 回，夜にスポーツをする             |
| 週に 1 回，夕方にディスカッショングループを開催する  |
| ある日の夕方には，ソーシャルスキルアップのため活動を行う |

表 2

| 施設のルール (例)           |
|----------------------|
| 目標に向かって積極的に行動する      |
| アジェンダへの十分なアクセスを可能にする |
| 毎日 23 時までには部屋にいること   |
| アルコール，薬物を摂取しないこと     |
| 尿チェックに協力すること         |

さらに、移行するための中間的な住居として、移行ハウス (Doorstroomhuis) や外来ガイダンス付き小規模居住施設 (Kleine woonvoorziening met ambulante begeleiding) がある。移行ハウスは、ユトレヒト、ゴード、アムステルダム、アルクマール、ハーデンベルグに所在する。すべての自治体にあるわけではないが、周辺に監督者がいる住居施設であり、当初、エクソダスの名義で登録されるが、後に参加者の名義に変更することが可能である。こういった住居施設では外来ガイダンスを徐々に減らしていくことが可能である。また、外来ガイダンス付き小規模居住施設は、アメルスフォールト、ヒルバーサム、アルメレ、ユトレヒト、ヘールレン、ヘンスブルック、マーストリヒトに所在する。ガイダンスはエクソダスの施設に居住していれば提供されるが、自分の家を持つ者などエクソダス

の施設に住んでいなくても受けられることができ、この支援は外来ガイダンス（Ambulante begeleiding）と呼ばれる。これにより、エクソダスの住居施設を退所した後も継続的にガイダンスを行うことができる。また、エクソダス財団ではオランダ南部地域のフェンロー市に所在している母子施設（moeder-kind huis）があり、そこでは元女性受刑者が場合によっては子どもと一緒に暮らしている。

次に、仕事（werk）である。1週間最低26時間日中の活動を行う。これは刑務所での作業やプログラムと同じ時間であるが、仕事のリズムを作り、スキルを身につけることも含まれる。したがって、単に有給の仕事だけではなく、ボランティアやトレーニング、その他のデイケアも含まれる。デイケアでは、1日を有意義に過ごすための仕組みを提供することを目的としており、施設内での職場体験の場も提供している。わが国でも認識されており、仕事の意義として、収入を得ることはもちろん、社会参加に貢献し、有意義な人生の源となり、同僚や雇用主との社会的接触によって社会的統制につながり、また安定した労働環境は、犯罪行動や再犯のリスクを低減させることにつながる。また、エクソダスでは5つの地域に細分化されているが、中央オランダ地域では、ジョブコーチが雇用主とのコンタクトを維持し、雇用主と参加者の適切なマッチングを探す役割を担っている。

さらに、人間関係（relaties）の構築である。家族、友人、隣人、知人などの存在を回復プロセスにおいて大きな価値を持つ存在とみなし、また対象者は社会的な問題を抱えている者が多いため、エクソダスでは人間関係の構築を重視している。共同生活やグループディスカッションを通じて社会性や対人関係のスキルを実践する場を作り出している。カウンセラーは、対象者の社会的な定着に大きな注意を払い、人間関係の回復を重視し、共に周辺システムの資源を活用するよう働きかけている。たとえば、「パワフルホーム」プロジェクト（project Krachtig Thuis）というプログラムがある。

最後に、有意義な人生（zingeving）である。単語を単純に訳すると「意味」や「意義」となるが、要するに自分の人生に意味を与え、有意義な人生を送ることという意味合いである。たとえば、親しい人とコーヒーを飲んだり、好きな音楽を聴いたり、太陽の光が差し込む瞬間を意識的に楽しむなど

日常的なことも含まれる。それにあたり、「何があなたを幸せにするのか?」「あなたの人生を支えているのは誰か?あるいは何か?」「そして、その人たちをどのようにあなたのプロセスに巻き込んでいるのか?」といった質問から「犯罪に巻き込まれないようにしたい理由は何か?」「私は何者なのか?」「何者でありたいのか?」「なぜ、私にこのようなことが起こるのか?」といった質問まで、カウンセラーと話し合い、自分自身の強みを見つけていく。こういった「俯瞰的な視点」が未来に目を向けるためには重要であるとされる。また、エクソダスのガイダンスでは、参加者とカウンセラーとの話し合いが行われるが、「罪悪感や羞恥心」「目的意識」「将来への自信」など、個人的なテーマにも一緒に取り組む。これらのテーマについて話すには、カウンセラーと参加者の間に良好な信頼関係があることが前提になり、参加者がこのような思いを自由に話せるような信頼関係を築くには、時間がかかるが、このようなテーマで話し合うことは、とても貴重なことであるとされる。自分が何者であるかを核心的に理解することで、「自分自身の強さ」を見つけることができるのである。

以上、エクソダス財団の施設や取組をみてきたが、オランダにはエクソダス財団以外にもアフターケアを実践している財団がある。ここでは、DEMO 施設と呼ばれるもののうち残りの施設の取組を大きく概要と方法論を軸に見ていく。

**(2) オンスモンティング財団 (Stichting Ontmoeting) <sup>2930</sup>**      オンスモンティング財団は、元々ホームレス支援を目的として牧師のグループにより 1988 年に設立された。その後、エベという場所にて 1994 年から元受刑者を受け入れる支援が始まった。受け入れているのは男性のみで、2021 年 12 月 31 日現在 225 人のスタッフと 1086 人のボランティアが関わり<sup>31</sup>、支援では原則 16 か月のプログラムを受けることになる。オランダにおいて 20 の拠点がある。

方法論としては、SRH (Steunend Relationeel Handelen : 旧 Systematisch Rehabilitatiegericht Handelen) メソッドを使用している<sup>32</sup>。これは、回復と成長のプロセスを支援し、サポートする環境を整える方法論で、そのために本人の弱点や限界に目を向けながらも、力を利用すると

いうものである。この方法論の起源はオランダにあるが、ストレンクスモデルの影響を受けつつ海外でも展開されており、犯罪者処遇の場面だけではなく、広く使われているメソッドである。

オンスモンティング財団が受け入れている者について特徴的な要件は、成人男性、つながりを失った弱い立場にいる者、すなわち家庭環境から離れた and/or 自身で社会生活を維持することができない者、社会的・経済的・心理的な問題が複合的に長期にわたってある者<sup>33</sup>が挙げられる。また、動機があることも重要であり、インテークインタビューでは、モチベーションについて質問を受ける<sup>34</sup>。上記のエクスダスと同様、24 時間体制の住居や 24 時間体制ではないが財団が所有する住宅があり、デイケアやアクティビティを受けたり、通所でガイダンスを受ける。

標準的な支援の例を挙げると、エペにある **Huize Norel** で生活し、再社会化プログラムに参加することになる。プログラムは①観察段階、②集団生活の段階、③敷地内での自立した生活の段階、④外来ガイダンスの段階の四つの段階に分けられている。①の観察段階では個々の目標の確認をし、各々メンターが割り当てられる。②の集団生活の段階では、他の人と生活し、仕事やソーシャルスキルを学び、経済、人間関係、心理社会的に関する支援を受ける。③の敷地内での自立した生活では、仕事を見つけ、見つけたら住宅探しを支援する。④の外来ガイダンスでは、住居を離れても定期的に連絡を取り合い、ほとんどの人は退所後 1 年以上この支援を利用している。

また、2021 年に **Ontmoeting FZ (Forensische Zorg<sup>35</sup>)** を開発し、北ホラント州、南ホラント州、フェルウェという地域で支援を実施している。エペには **FZ Beschermd Wonen** の専門拠点があり、元男性受刑者に 24 時間体制のケアを行っている。南ホラント州と北ホラント州には、**FZ** の対象者以外の者も対象としているが、**Beschermd wonen** の拠点がいくつかある。1 段階 3 か月×3 回を一つの期間としており、9 か月後（場合によってはそれ以前）には、別の生活形態への移行が可能かどうか検討する。デイアクティビティは、北ホラント州、南ホラント州、フェルウェで提供している。

オンスモンティング財団では、すべての地域で外来ガイダンスやアクティビティを行っている。たとえば、自宅に住んでいれば個人カウンセラーが必

要に応じてクライアントを訪問し、財団の部屋を借りている人には住居探しなどの支援を行っている。

さらに、再犯防止のための保護要因として、一日の中での有意義な充実感を挙げ、採用関係のディアクティビティ (Arbeidsmatige dagbesteding) , ボランティア活動へのガイダンス (Begeleiding naar vrijwilligerswerk) , 有給の仕事へのガイダンス (Begeleiding naar betaald werk) といった機会を提供している。また、ボランティアは、裁判所や病院、家族に行く時に依頼に応じてクライアントに同行するなど行っている。

**(3) モリヤ財団 (Stichting Moria) <sup>36</sup>** モリヤ財団は、1994 年に二つの修道会によって設立され、財団名は文字通り聖書のモリヤ、「ヤハウェが見る」が由来となっている。若年男性のみを受け入れ、2020 年現在、15 名のスタッフ (パーソナルカウンセラー) と数名のボランティアが働いている。この少ない人数について、モリヤ財団ではあえて、意識的に小規模な施設や働きかけを心掛けている。その結果、他の財団はオランダの色々な場所に点在しているが、モリヤはナイメーヘンに所在する。約 2 年のプログラムを実施している。

前の二つの財団で紹介したような確立した方法論はないが、モリヤでは住居、仕事、経済、人間関係、薬物使用、余暇、インスピレーションなど生活領域について総合的なアプローチをとっており、また環境療法や動機付け面接なども実施している。

若年成人男性を対象にしているということが特徴的であり、受け入れの対象は、およそ 45 歳未満の男性である。また、薬物やアルコールは禁止されている。2005 年までは元受刑者、つまり出所者のみが対象だったが、2006 年以降は刑期中の者なども受け入れている。また、近年では精神疾患、知的障害、依存症など特定の問題を抱えた者の割合も多くなっている。

モリヤ財団でも四つの段階で段階的にプログラムが実施され、①導入段階、②個別アプローチの段階、③自立生活の段階、④アフターケアの段階に分けられる。①導入段階では、カウンセラーと個別計画を作成する。②個別アプローチの段階では、就労カウンセラーや住居カウンセラー、メンターと

呼ばれるスーパーバイザーがそれぞれの分野で、また住居、仕事、社会との接触、お金の使い方、楽しみや余暇の過ごし方など総合的に支援を行う。③自立生活の段階では、モリヤ財団が住居を提供し、管理のもとで自立生活を送る。最後に、④アフターケアの段階では、本人名義の住居から、通所してガイダンスを受ける。

**（４）ドア財団（Stichting DOOR）**<sup>37</sup> ドア財団の DOOR は、Door Opvang en Ontmoeting Resocialisatie の頭文字を取った略称であり<sup>38</sup>、2001 年に設立された施設である。ミデルブルフに元受刑者を収容するシェルターを立ち上げたことが始まりである。今まで取り上げた三つの財団はいずれもキリスト教のバックグラウンドを持つが、ドア財団はそれらとは異なり、宗教的な背景は持たないことに特徴がある。約 20 名のスタッフと数名のボランティアで働きかけを行っている。最低 1 年、最大 2 年のプログラムを実施している。

ドア財団は、（元）受刑者などの弱い立場のクライアントを支援している。社会復帰を果たすために、日常生活における仕組みづくりに重点を置いている。DOOR は、保護された生活環境とデイケアで、シェルターの提供と個人ガイダンスを行う<sup>39</sup>。

また、ドア財団では多くのボランティアが活動しており、中でも「バディ」は、自立した生活を送る居住者と定期的に連絡を取り合い、社会的孤立を防ぐための活動と一緒にを行う。保護観察所の監督下にある場合でも「バディ」を持つことが可能であり、ボランティアによる社会的支援が財団の成功に貢献している。

方法論としては、ドア財団でも強み、すなわちストレングスに焦点を当てたガイダンスを行っている。精神障害や知的障害をもつ者や薬物依存者などへの支援も実施しており、それらの者の割合は対象者の半数以上にのぼる。ドア財団では 2010 年にゼーラント州に割り当てられた元受刑者のアフターケアのコーディネートを任され、精神的 and/or 依存的な問題を抱える元受刑者のシェルターも提供可能になっている。そして、2019 年に障害者分野の団体であるトラフォ（Tragel）財団と合併し、ドア財団はトラフォ財団の一部となった。

ガイダンスにおいては、エクソダスの4つの鍵である住居、仕事、人間関係の構築、有意義な人生に加え、金銭管理も項目を立てて行っている<sup>40</sup>。また、最近では、6つ目の柱として「ケア」が加わり、心理的な問題や依存症など、必要とされるあらゆる支援を行っている<sup>41</sup>。

住居の分野では、住宅探しを支援し、住居を見つけるまでの間、宿泊施設を提供する。仕事の分野では、就労計画を作成し、トレーニングや仕事探しを支援し、仕事が見つかりとジョブコーチングを受ける。また、SSTやグループディスカッションも実施している。金銭管理の分野では、必要に応じて債務整理の手続きも行う。また、人間関係の分野では、過去の良い人間関係を取り戻し、新しい友人・知人の輪を広げることを支援する。有意義な人生の分野では、カウンセラーとの個人面談を行い、自分の将来をどのようにしていきたいか話し合う。

ドア財団の受け入れに障害者が多いことが特徴であるがその理由の一つとして先述した障害者分野の団体との合併が挙げられる。トラフォ財団は、約800人の従業員を擁し、障害を持つ人々が良い生活を送れるよう支援・指導しており、70を超える拠点でこの活動を展開している。一方、ドア財団は、ミデルブルフに刑事司法の対象となる者の保護住居を持っている。自立を目指す人、自立を維持したい人のための支援プログラムである

「DOOR」プログラムが行われており、短期・長期のサポートで自立を目指す。刑事司法システムに接触したことのある人に向けてこのプログラムはまず開始されるが、刑事司法システムと接触したことのある人だけが対象ではなく、自立した生活、仕事、学習、レクリエーションを望む人なら誰でも、支援を受けることができる<sup>42</sup>。また、軽度の知的障害者の勾留中のカウンセリングに自治体が投資した場合、1ユーロあたり3ユーロ以上の利益が得られるとされ、調査によると、勾留中の人々の約40パーセントが軽度の知的障害を持っている<sup>43</sup>。

### Ⅲ 刑務所出所者等への住居確保の意義

本章ではオランダにおける刑務所出所者等に対する住居確保の取組を踏まえて、特徴を抽出する。まず、シェルター、つまり単に「住む」という場所の提供だけではなく、ガイダンス、すなわち生活に関わる支援をも提供しているという点である。また、近年犯罪者処遇の分野でも注目されている強みにアプローチした支援（ストレングスモデル）や動機付け面接などにより意欲のある者に対する支援が展開されている。エクソダス財団やドア財団において行われている取組の軸のひとつとして「有意義な人生」という視点からの支援も特徴として挙げられよう。そして、ガイダンスについては必ずしもシェルターに住むことのみを想定しているのではなく、外来ガイダンスというかたちで、住居のある人あるいはシェルターを退所して自分の住居を見つけた人が通所してガイダンスを受けることができる仕組みができているという点である。さらに、段階的な住居支援として、財団の管理下でのシェルターに住み、その後中間的な施設に住み、管理下からは離れるものの、通所して支援を受け、自分の家を持ったとしても通所して相談支援などが受けられる、といったように段階的な住居確保の取組が行われている点である。加えて、障害や依存症といった特定の問題を抱えた者を受け入れたり、自治体の枠組みで入所する対象者がいるということも特徴として挙げられる。

以上を踏まえると、住居確保の意義については、物理的な宿泊場所の供与だけではなく、その他ガイダンスなど幅広い支援を包括するものと捉えることが重要なのではないか。住居確保、という用語ではなくもう少し広く居住支援という用語を使用しているが、NPO 法人抱樸の理事長である奥田知志氏は居住支援について、「『居住』を建物（ハコ）としてのみ捉えず、その建物を利用する人々や暮らしを包括するものとして捉えている」<sup>44</sup>、「住居を失うことによって・・・第一に『生存的危機』、第二に『社会的危機』、第三に『孤立の危機』」<sup>45</sup>が生じると述べていることから、単にハコモノを提供するのではなく、本人の生活や人生など広い視点からの支援やケアを包括することに住居確保の意義があるのではないか。

しかしながら、それについては日本の更生保護施設や自立準備ホームではすでに実践されていることである。更生保護施設は当初は衣食住の供与としての施設として考えられていたものの、次第に処遇施設としての位置づけが強まり、現在では処遇施設としての機能を充実化させていく動きになっている。そこで、オランダに特有の取組をピックアップし、それを可能にしている土壌や背景を次に見ていく。

## 1 強みにアプローチした支援や「有意義な人生」という視点からの支援

オランダでは、福祉や介護の現場で、アセットベースト・アプローチやパーソンセンタード・アプローチというのが唱えられていることが上記の支援を可能にしている土壌があるのではないかと考えられる。アセットベースト・アプローチとは、これまで「できないこと」に焦点を当ててサービス提供していたものを、個人や地域の資源（アセット）に目を向けて、本人の希望に耳を傾け、その人の「well-being（幸福）」な日常を自分の力で取り戻せるようにサポートしていこうというものである。「できないこと（ニーズ）」から「できること（アセット）」へという趣旨である<sup>46</sup>。アセットベースト・アプローチは、教育、防災、まちづくりに至るまで広範な領域で採用されている<sup>47</sup>。

また、パーソンセンタード・アプローチについては、専門職の視点ではなく「本人ができること・したいこと」など、「本人中心」へと立ち返る視点であり、「ケアを受ける客体」ではなく「自分の暮らしを住み慣れた地域で営む主体へ」という意味である。その背景には、人には「力」や「可能性」があるという考えがある<sup>48</sup>。すなわち、「ストレングス（強味）」に置き換えることができるものである<sup>49</sup>。

## 2 外来ガイダンスや段階的な住居支援

外来ガイダンスや段階的な住居支援が実施できる体制には、住まいとケアの分離という考えがケアを考える上では一つの要因になるのではないかと考えられる。住まいとケアの分離とは、居る場所によってケアの質・量が決まるのは不合理・不平等という考え方で在宅で暮らす人それぞれのニーズに合わせてケアが提供できる体制であり、特に高齢者の住まいについてデンマークやオランダ

ダで展開されてきた考えである。在宅で暮らす人それぞれのニーズに合わせてケアが提供できる体制の基盤があると言えよう。

### 3 自治体の枠組み

財団が刑務所出所者等を受け入れるルートとして自治体の枠組みがあるのは、オランダにおける自治体の責任というのが大きく影響していると考えられる。オランダは、12の州（province）と418の自治体（gemeente）から成る。

社会支援法は、病気・障害・高齢によって日常生活に困難を感じているすべての人を対象として、「自立と社会参加」を目指して支援することを目的として1995年に施行された社会福祉法（Welzijnswet）を改正したかたちで2007年に新たに成立した法律である<sup>50</sup>。社会支援法は、あらゆる市民の「自立と参加」の促進を目的として、租税方式で自治体が管轄している<sup>51</sup>。自治体は最低4年ごとに、社会支援計画（WMO-plan）を策定、社会支援条例（WMO-verordening）によって政策決定し、自治体は、遭遇している制約を除去し、個別的給付を提供する義務がある<sup>52</sup>。

2007年2月に発足した第四次バルケネンデ政権は、国から自治体への大規模な権限移譲によって、政権が任期を終えるまでに国の事務を25%減らす方針を掲げ<sup>53</sup>、2015年は多くの責任が国から自治体・地域へと委譲し、地方自治元年と呼ばれている<sup>54</sup>。刑務所出所者等へのアフターケアの自治体の責任もこうした自治体への権限移譲という流れを受けている。

犯罪対策の分野においては、2004年に当時の法務大臣が「司法の枠を超えたアフターケアは自治体の責任」と明言し、元拘禁者の社会復帰支援は第一義的に自治体の責任となった。背景には社会的問題として、再犯の問題が掲げられ、政策プログラムとして「より安全な社会を目指して（Naar een veiliger samenleving）」が行われた。これは、元拘禁者の再犯率を10%減らすことを目的としており、「司法の枠を超えたアフターケアは自治体の責任」、「（元）拘禁者のアフターケアは、今後は保護観察機関ではなく自治体の仕事になるべきだ」と役割分担を提唱した。そして、法務・安全保障省はアフターケアの活動に資金を出さないことを決定し、元拘禁者の社会復帰

支援は第一義的に自治体の責任となった。

2009年には、「密なアフターケアのアプローチ (Sluitende aanpak Nazorg/ Close Approach Aftercare Comprehensive Approach to Aftercare)」が掲げられ、①有効な身分証明書 (ID)、②住居、③仕事及び収入、④借金がないこと、⑤健康状態が良いこと (依存症に対するケアや精神医学的ケア) という五つの条件がなければ再犯のリスクが高まるとして、上記条件を確保するため、拘禁中から多機関連携によるケアが行われている。また、自治体は、すべての国民に対する責任があり、出所時期や情報を把握する必要があるとされた。

また、協働のアプローチである「(元) 拘禁された成人市民に対するアフターケアの協働モデル (Samenwerkingsmodel Nazorg volwassen (ex-)gedetineerde burgers)」では、法務長官と VNG の会長が署名した行政協定が結ばれ、刑務所、自治体、ソーシャルパートナーが共同して働くことが目指された。自治体に関する取組としては、自治体にアフターケアのための地域や地域の調整窓口が設置され、法務・安全保障省はアフターケアの自治体間連携を強化するための臨時財源を確保した。

さらに、オランダではほとんどの自治体には、元拘禁者が社会復帰するための上記の五つの基本的条件を整えるためのコーディネーターがいる。地方自治体のアフターケアコーディネーター (gemeentelijk coördinator Nazorg) であり、協定により任命されている。たとえば、ロッテルダムでは自治体内に特別チームとして「Team Detentie & Re-integratie」が存在している<sup>55</sup>。

## IV おわりに

わが国の更生保護の実務は、更生保護法及び更生保護事業法の改正によって今後も処遇の充実化という点で大きく変化することが予想される。また、2016年に成立した再犯防止推進法により自治体の役割や責任が改めて見直されているところである。最初に述べたように、更生保護事業法の改正によって宿泊型保護事業という名称に代わり、通所・訪問型保護事業として宿泊

を伴わない「一時保護事業」においても、専門的援助や生活指導等の継続的な保護が実施できるようになった。また、刑執行終了者等に対する援助が新設され、保護観察所の長は、刑執行終了者等に対し援助を行うことができるとされた。このようなかたちで今まで処遇の充実化という一定の流れを受けて更生保護事業が展開されてきたが、より一層充実化させたかたちで更生保護事業が進んでいくものと思われる。

以上を踏まえると、オランダにおける段階的な住居確保の取組や通所や訪問のガイダンスの取組は参考になろう。しかしながら、これらの取組の実施を可能としているオランダの背景や土壌、自治体の責任に関しては違いがあるため、一律に取り入れることができるわけではない。また、取組の有効性という観点からも分析をしていく必要がある。実際に日本の再犯防止対策は、2012年の「再犯防止に向けた総合対策」で設定した「出所受刑者の2年以内再入率を2021年までに16%以下にする」という数値目標について、2017年出所者では2年以内再入率が16.9%、2018年出所者では16.1%と目標の数値に近づき、着実に低下している。再犯防止推進法施行後5年目となる2021年においては、最新の数値である2019年出所者の2年以内再入率は15.7%<sup>56</sup>と目標を達成し、一定の成果を上げていると言えるが、オランダはどうであろうか。そもそも日本に比べて再犯率が高いという現状のなか、取組の効果について検討していく必要があると思われる。

たとえば、オランダのアフターケア施設の取組のエビデンスについて、2010年にDEMO施設入居後の再犯率に関する研究<sup>57</sup>が行われた。対象者は、1,448人（エクソダス財団：1,142人、ドア財団：137人、モリヤ財団：103人、オンスモンティング財団：66人）で、WODC（法務・安全省の研究機関）が開発し、使用している方法によって再犯防止を追跡したものである。結果は、①元入居者の予想再犯率（元受刑者の特定の特性に基づいて予想される犯罪への再起の度合い）は、元受刑者全体よりも高い、すなわち静的リスク（性別、年齢、前科など）が平均的な元受刑者よりも「重い」とされ、②元入居者の再犯率は、退所後2年間で予想より9.4%少なかった。また、③元入居者の再犯率は、全体よりも少なく（49.3%対54.5%）、④滞在期間が長く、プログラムを完了するほど再犯率は低く（完了した者は

早期に退所した者よりも約半分の割合) (31.2%対 63.3%) , 全体の再犯率と比べて, 2 年間で 27.5%少なかった。つまり, 簡潔に述べると再犯率は, 予測されたものより低く, プログラムに参加する期間が長いほど再犯率が低くなるという一定の成果が明らかになっている。

本稿では主に刑務所出所者等の住居確保の取組の内容に焦点を当てたが, 今後の課題としては, 取組の内容だけではなく, 取組の効果という点も踏まえて住居確保の意義について考察していく必要がある。

## 謝辞

本研究は日本学術振興会 (JSPS) 科研費 21K20083 (研究活動スタート支援「刑務所出所者等への社会復帰支援における多機関連携の展開可能性」) の助成を受けたものです。

---

<sup>1</sup> Dienst Justitiële Inrichtingen, *Infographic Gevangeniswezen*, 2021, p.2 (<https://www.dji.nl/documenten/publicaties/2020/07/27/infographic-gevangeniswezen> [2023 年 3 月 19 日最終閲覧]) .

<sup>2</sup> 独立行政法人日本学術振興会 (JSPS) 科学研究費助成事業の基盤研究 (B)「非行少年・犯罪者に対する就労支援システムの展開可能性に関する考察」(課題番号 15H03297)。

<sup>3</sup> 松岡洋子『オランダ・ミラクル—人と地域の「力」を信じる高齢者福祉—』2021 年 (新評論) 221-223 頁。

<sup>4</sup> 松岡・前掲注 (3) 松岡 219 頁。

<sup>5</sup> GHK, *National Report-the Netherlands in Study on Volunteering in the European Union Country Report Netherlands*, p.1 ([https://ec.europa.eu/citizenship/pdf/national\\_report\\_nl\\_en.pdf](https://ec.europa.eu/citizenship/pdf/national_report_nl_en.pdf) [2023 年 3 月 19 日最終閲覧]) .

<sup>6</sup> 長坂寿久『オランダを知るための 60 章』明石書店 (2007 年) 304 頁。各セクトは, 各柱ごとに教育 (学校), 政党, 労働組合, 経営者団体, メディア (新聞, 放送・テレビ局), 農民団体, 住宅協会, 病院, スポーツクラブ, 高齢者団体等々を形成し, 誕生から死まで自分の所属する社会システムのネットワークに所属して生きていくことができる。

<sup>7</sup> 長坂・前掲注 (6) 305-306 頁。

<sup>8</sup> 松岡・前掲注 (3) 220 頁。

<sup>9</sup> 松岡・前掲注 (3) 223-224 頁。

<sup>10</sup> Laurens de Croes, Bas Vogelcang, *Vrijwilligers binnen Reclassering Nederland: een (beleids)studie naar de grenzen, mogelijkheden en betekenisvolle verhalen*, Avans Hogeschool, 2010, p.231

([https://www.narcis.nl/publication/RecordID/oai:hbokennisbank.nl:sharekit\\_av:oai:surfsharekit.nl:4df67abb-e723-4fd9-af73-175dfe63b577](https://www.narcis.nl/publication/RecordID/oai:hbokennisbank.nl:sharekit_av:oai:surfsharekit.nl:4df67abb-e723-4fd9-af73-175dfe63b577) [2023年3月19日最終閲覧]) .

<sup>11</sup> 松岡・前掲注 (3) 224 頁。

<sup>12</sup> 松岡・前掲注 (3) 245-247 頁。

<sup>13</sup> シェルターとガイダンスについては、社会支援法に定義されている。ガイダンス (begeleiding) は、クライアントができるだけ長く自分の生活環境にとどまることができるよう、自立と参加を促進することを目的とした活動である。シェルターについて、社会支援法では保護住居 (beschermde wonen) と記載され、自立と参加、心理的・心理社会的機能の促進、精神科臨床像の安定化、ネグレクトや社会的迷惑の防止、またはクライアントや他人への危険回避を目的とし、心理的・心理社会的問題を抱え、自力では社会で自分を維持できない人を対象に、施設の宿泊施設に、監督と指導を付随させた住居と定義されている。

<sup>14</sup> エクソダス財団 HP (<https://www.exodus.nl/wonen> [2023年3月19日最終閲覧]) 。

<sup>15</sup> 刑期が1年以上の受刑者は刑務所プログラムに参加できないが、条件付釈放 (voorwaardelijke invrijheidstelling) の対象となる。オランダ中央政府 HP (<https://www.rijksoverheid.nl/onderwerpen/straffen-en-maatregelen/terugkeer-naar-de-samenleving-van-gedetineerden#:~:text=Gedetineerden%20met%20een%20straf%20korter,straf%20is%20nog%20niet%20afgelopen> [2023年3月19日最終閲覧]) 。

<sup>16</sup> Exodus, *Informatieboekje voor (ex-)gedetineerden*, 2014, p.15

([https://vng.nl/sites/default/files/2021-](https://vng.nl/sites/default/files/2021-01/informatieboekje_gedetineerden_december_2014.pdf)

[01/informatieboekje\\_gedetineerden\\_december\\_2014.pdf](https://vng.nl/sites/default/files/2021-01/informatieboekje_gedetineerden_december_2014.pdf) [2023年3月19日最終閲覧]) 。

オランダ保護観察所 HP (<https://www.reclassering.nl/ik-moet-naar-de-reclassering/ik-sta-onder-toezicht/soorten-toezicht> [2023年3月19日最終閲覧]) 。

<sup>17</sup> オランダの刑罰は刑法9条に定められ、主刑は、拘禁刑

(gevangenisstraf/imprisonment)、拘留 (hechtenis/detention)、社会奉仕 (taakstraf/task penalty)、罰金 (geldboete/fine) である。拘禁刑の刑期は、無期又は有期 (1日以上18年以下) があり、刑期の裁量は30年までである。拘留は1日以上1年以下で、裁量は1年4月までである。違反に対して拘禁される刑で、元々は名誉拘禁 (custodia honesta) として意図されており、軽微な刑と考えられている。社会奉仕は、community sentence の一種とされ、CSO (community service order) である。

<sup>18</sup> Piet Hein van Kempen, Maartje Krabbe & Sven Brinkhoff (eds.), *The Criminal Justice System of the Netherlands*, Intersentia, 2019, p.161.

<sup>19</sup> そもそも、公判前勾留の適用には二つの法的要件が必要である。一つが、疑いの基準と犯罪の種類といった場合であり、もう一つが、根拠である。前者について、刑事手続法 67 条に公判前勾留が適用される場合が列挙されている。公判前勾留は、犯罪者が以下の犯罪を犯したという重大な疑い (ernstige bezwaren) が存在する場合に命令することができる。

- ・法定刑が 4 年以上の拘禁刑に処せられる犯罪。
- ・横領、詐欺的不実表示、脅迫など、特に指定された犯罪。
- ・被疑者がオランダでの定住地または定まった居住地を持っておらず、拘禁刑に処せられる犯罪の疑いがある場合。

また、刑事手続法 67a 条に公判前勾留が適用される根拠が規定されている。これによれば、被疑者が逃亡する危険あるいは公共の安全に対する重大な危険があることが必要である (Piet Hein van Kempen, Maartje Krabbe & Sven Brinkhoff・前掲注 (18) pp.113-114)。

<sup>20</sup> 刑事弁護士 HP (<https://01-strafrecht-advocaat.nl/schorsing-voorlopige-hechtenis/>) [2023 年 3 月 19 日最終閲覧]。

<sup>21</sup> 検察庁 HP (<https://www.om.nl/onderwerpen/verdachte/maatregel-inrichting-stelselmatige-daders-isd>) [2023 年 3 月 19 日最終閲覧]。

<sup>22</sup> オランダ中央政府 HP (<https://www.rijksoverheid.nl/onderwerpen/recidive/speciale-inrichting-veelplegers>) [2023 年 3 月 19 日最終閲覧]。

<sup>23</sup> Inspectie voor de Sanctietoepassing, *Inrichtingen voor Stelselmatige Daders*, Kenmerk, 2008, p.29 (<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/kst-31110-4-b6.pdf>) [2023 年 3 月 19 日最終閲覧]。

<sup>24</sup> Inspectie voor de Sanctietoepassing・前掲注 (23) p.3.

<sup>25</sup> Dienst Justitiële Inrichtingen, *Informatieblad over de ISD-maatregel*, 2022, p.1 (<https://www.dji.nl/documenten/publicaties/2017/08/18/informatieblad-over-de-isd-maatregel>) [2023 年 3 月 19 日最終閲覧]。

<sup>26</sup> Exodus, *aanmeldformulier* ([https://www.exodus.nl/sites/default/files/aanmeldformulier\\_cat\\_2019\\_0.pdf](https://www.exodus.nl/sites/default/files/aanmeldformulier_cat_2019_0.pdf)) [2023 年 3 月 19 日最終閲覧]。

<sup>27</sup> Exodus, *Informatieboekje voor (ex-)gedetineerden*, 2022, p.21 ([https://www.exodus.nl/sites/default/files/2022413\\_exodus\\_nederland\\_informatieboekje\\_01-2022\\_lr.pdf](https://www.exodus.nl/sites/default/files/2022413_exodus_nederland_informatieboekje_01-2022_lr.pdf)) [2023 年 3 月 19 日最終閲覧]。

<sup>28</sup> エクソダス財団 HP (<https://www.exodus.nl/>) [2023 年 3 月 19 日最終閲覧]。

<sup>29</sup> オンスモンティング財団 HP (<https://www.ontmoeting.org/>) [2023 年 3 月 19 日最終閲覧]。

<sup>30</sup> オンスモンティング FZ HP (<https://www.ontmoeting.nl/fz/>) [2023 年 3 月 19 日]

最終閲覧]]。

<sup>31</sup> Ontmoeting, *BESTUURSVERSLAG ONTMOETING 2021, 2022*, p.14  
([https://www.ontmoeting.org/wp-content/uploads/2022/06/Bestuursverslag-2021\\_DEF-versie.pdf](https://www.ontmoeting.org/wp-content/uploads/2022/06/Bestuursverslag-2021_DEF-versie.pdf) [2023 年 3 月 19 日最終閲覧])。

<sup>32</sup> Ontmoeting・前掲注 (31) p.4.

<sup>33</sup> Ontmoeting・前掲注 (31) p.3.

<sup>34</sup> オンスモンティング FZ HP (<https://www.ontmoeting.nl/fz/onze-werkwijze/>  
[2023 年 3 月 19 日最終閲覧])。

<sup>35</sup> なお, Forensische Zorg とは直訳すると Forensic Care, 法医学的ケアとなるが, 法医学という意味あいではなく, 刑事司法に接触した者に対するケアという意味で捉えた方が近いと思われる。

<sup>36</sup> モリヤ財団 HP (<https://www.stichtingmoria.nl/> [2023 年 3 月 19 日最終閲覧])。

<sup>37</sup> トラフォ財団 HP (<https://www.tragel.nl/door/over-door/> [2023 年 3 月 19 日最終閲覧])。

<sup>38</sup> Laurens de Croes, Bas Vogelvang・前掲注 (10) p.25.

<sup>39</sup> Stichting Tragel, *MAGAZINE*, 2019, p.9  
(<https://issuu.com/tragel/docs/2018269-tragel-magazine-forensische> [2023 年 3 月 19 日最終閲覧])。

<sup>40</sup> Laurens de Croes, Bas Vogelvang・前掲注 (10) p.25.

<sup>41</sup> Stichting DOOR, *Nieuwsbrief*, 2011, p.4 (<https://docplayer.nl/8512659-Dankzij-door-heb-ik-mijn-leven-weer-op-de-rails.html> [2023 年 3 月 19 日最終閲覧])。

<sup>42</sup> Stichting Tragel 前掲注 (39) p.2.

<sup>43</sup> Stichting Tragel 前掲注 (39) p.6.

<sup>44</sup> 奥田知志「居住支援とは何か―居住支援法人への期待」刑政 132 巻 9 号 (2021 年) 16 頁。

<sup>45</sup> 奥田・前掲注 (44) 18 頁。

<sup>46</sup> 松岡・前掲注 (3) vi 頁。

<sup>47</sup> 松岡・前掲注 (3) 37 頁。

<sup>48</sup> 松岡・前掲注 (3) v 頁。

<sup>49</sup> 松岡・前掲注 (3) 39 頁。

<sup>50</sup> 松岡・前掲注 (3) 92-93 頁。

<sup>51</sup> 松岡・前掲注 (3) 67 頁。

<sup>52</sup> 金井利之「自治体の総合行政化の進展」金井利之編著『オランダ・ベルギーの自治体改革』第一法規 (2011 年) 69-70 頁。

<sup>53</sup> 鈴木潔「権限移譲による自治体の強化」金井利之編著『オランダ・ベルギーの自治体改革』第一法規 (2011 年) 98 頁。

<sup>54</sup> 松岡・前掲注 (3) 74 頁。

<sup>55</sup> ロッテルダム HP (<https://www.rotterdam.nl/nazorg-gedetineerden> [2023 年 3 月 19 日最終閲覧]) 。

<sup>56</sup> 法務省編『令和 3 年版再犯防止推進白書』日経印刷 (2022 年) 49 頁。

<sup>57</sup> S. van Wingerden, D. Alberda, M. Moerings, B. Wartna & J. van Wilsem, *Recidive en Nazorg: Onderzoek onder Oud-Bewoners van Exodus, DOOR, Moria & Ontmoeting*, Boom Juridische uitgevers, 2010.

#### 【参考文献】

Exodus, Exodus *Jaarbeeld 2020* (<https://www.exodus.nl/jaarverslag2020/> [2023 年 3 月 19 日最終閲覧]) 。

Exodus, Exodus *Jaarbeeld 2021* (<https://www.exodus.nl/jaarverslag2021/> [2023 年 3 月 19 日最終閲覧]) 。

Exodus Midden-Nederland, *Jaarbeeld 2021*  
([https://www.exodus.nl/sites/default/files/jaarrekening\\_2021\\_definitief\\_mn.pdf](https://www.exodus.nl/sites/default/files/jaarrekening_2021_definitief_mn.pdf)  
[2023 年 3 月 19 日最終閲覧]) 。

Stichting Exodus Noord en Oost Nederland, *Jaarverslag 2021*  
([https://www.exodus.nl/sites/default/files/jaarrekening\\_2021\\_definitief\\_eno.pdf](https://www.exodus.nl/sites/default/files/jaarrekening_2021_definitief_eno.pdf)  
[2023 年 3 月 19 日最終閲覧]) 。

Stichting Exodus Noord-Holland, *Jaarverslag 2021*  
([https://www.exodus.nl/sites/default/files/jaarrekening\\_2021\\_definitief\\_nh.pdf](https://www.exodus.nl/sites/default/files/jaarrekening_2021_definitief_nh.pdf)  
[2023 年 3 月 19 日最終閲覧]) 。

Stichting Exodus Zuid-Holland, *Jaarverslag 2021 Exodus Zuid-Holland*  
([https://www.exodus.nl/sites/default/files/jaarrekening\\_2021\\_definitief\\_zh.pdf](https://www.exodus.nl/sites/default/files/jaarrekening_2021_definitief_zh.pdf)  
[2023 年 3 月 19 日最終閲覧]) 。

Stichting Exodus Zuid-Nederland, *Jaarverslag 2021*  
([https://www.exodus.nl/sites/default/files/jaarrekening\\_2021\\_definitief\\_zn.pdf](https://www.exodus.nl/sites/default/files/jaarrekening_2021_definitief_zn.pdf)  
[2023 年 3 月 19 日最終閲覧]) 。